

物品賃貸（貸物）業の創成に関する研究

水谷謙治

序

第1節 「発生」の諸条件

第2節 各種衣類とその他の貸物屋・「万貸物屋」

第3節 貸本屋

第4節 車・駕籠・船の賃貸業

補論 古代の物品賃貸借について

むすび

序

ここでいう物品賃貸業とは、土地や貨幣をのぞく動産物品の賃貸を専門におこなうレンタル業のことである。その歴史は（1）江戸時代・（2）明治～昭和（前期）の時代・（3）第二次大戦後の時代に大別できる。「物品賃貸業」という語は明治30年代から使用されており¹⁾、それ以前は「借物屋^{かしの}」とか「損料貸」といわれていた（「リース・レンタル業」の呼称は1960年代後半から）。

江戸時代の貸物屋については以前にも考察したが、最盛期中心の不十分かつ簡単なものであった。そこでここでは、物品賃貸業の理論と歴史に関するこれまでの研究の一環として²⁾、江戸時代における貸物業の創成について考察する。古代に関する補論は、物品賃貸業の発生の前提条件（物品賃貸借の普及）をそのスタート台で垣間見ようとする試みである。本論の一助になればと期待したい。

なお引用史料の日付は漢字でしめすのが当然なのだが、横書きの読みやすさを考慮しあえて算用数字をもちいる。

1) 明治20年代末までは「損料貸」「貸物業」「物件貸付」。最初公的に「物品貸付業」としたのは明治30年の大蔵省・営業税表と思われる（明治37年東京郵便局電話番号簿では「物品賃貸業」、明治40年代以降は「物品賃貸業」でほぼ統一されている）。

2) 「物品賃貸業の基礎的・理論的研究」（『立教経済学研究』49 4・50 1）、「賃貸借の経済概論」（56 2）、「物品賃貸業の歴史的研究」（58 2・60 1・60 4 略番号をとる）、「明治期における織機の賃貸借」（『東邦学誌』33 2）

第1節 「発生」の諸条件

18世紀から19世紀にかけて、わが国では江戸・大坂・京都を中心に何千もの貸物屋が営業していた。小説・見聞録・説話・川柳・歌舞伎本でもしばしば描かれており、町奉行の書状や町触では「損料貸物の儀」がしばしばとりあげられている。そうした史料にでている貸物屋（業）の種類をざっとみるだけでも、衣類をはじめ蒲団・蚊帳・手道具・葬儀用品・家具調度・竹木・畳・駕籠・車・船・書籍・武具・炊事道具食器・祭礼地車・芝居用具・占い具などがある。貸本屋をふくめると、19世紀前後にはこうした貸物業者は四千数百店（人）にのぼっている（後述）。

貸物業では単品の専門業者よりもむしろ複数種の物を貸す「^{よろず}万貸物屋」が多かった。そうでないと多様な需要に応じられないし、季節品は需要がたよって採算がとりにくいからである。また初期のばあいほど兼業が多く、あとになるほど専門化がすすんでいく（この経過は分業の発達にみられる一般的傾向といつてよい）。なお賃貸される物品の種類は多様であり、それらに応じて「発生」時期がことなっている。こうした点に留意したうえで、「発生」に関する一般的で基礎的な条件から考えていくことにしよう。

条件 賃貸借・賃貸業に適する物品がかなりの量で供給販売され、それらの賃貸がおこなわれていること。

そうした物品とは比較的高価で一時的に使われ、しかも耐久的で反復して使用できるような物品である。同じ貸付業でも、貸物屋の発生が高利貸や質屋の発生よりもはるかにおそいのは、賃貸借・賃貸業に適した物品が貨幣よりもはるかに限定されているからである。

この条件は近世以前から準備されている。荷車の賃貸借はすでに「古代」からおこなわれているし、船の賃貸借の普及は、中世後期における各地の『廻船式目』にある船舶賃貸借の諸条項から明らかである。中世の文通（『明衡往来』・『庭訓往来』）や寺院の「借物帳」には各種の物品貸借がしばしば記されており、室町幕府の職名には「借物奉行」といって茶器・屏風その他の接客用道具をみつめる役がもうけられているが³⁾、これらの貸借のいくつかには何らかの賃料または謝礼がともなっていたと思われる。地主や網元も小作人や漁民へ農具・漁具を貸して労働や現物の代償をとっていたにちがいない。

条件 賃貸業者の再生産を可能にする借手人口が一定範囲内に定住していること。物品賃貸は販売の補助手段として製造業や商業に付随していた。それが自立した専門業になるには、当事者の再生産と利得を可能にするだけの賃貸需要（人口）が必要である。この人口は物品ごとにことなっていて、たとえば本ならば都市とその周辺に定住する読書人口になるし、能装束

3) 『武家名目抄』第四十冊職名部廿三（1993年・明治図書出版・増訂増補 故事叢書11巻第一、p. 430）

ならば演能者になる。定住という条件をあげたのは、賃貸借が無担保なので借手の信用をたしかめるうえで重要になるからである。こうした条件をみたくは相当大きな都市であろう。

条件の と は依存関係にある。「需要人口」の増加には賃貸料の低廉化が必要であり、低廉化には商品供給の増加が必要だからである。したがって二条件が生産力・商業・市場等の発展と商業や市場の自由化を土台にすることはもちろんだが、そうした点については省略する。

なお副次的条件として、該当地域で平和と治安がある程度長期に維持されることをあげておこう。物品賃貸業は物品を長期に保管しなくてはならないし返却に日時がかかることもあるため、戦乱がつづく社会では育ちにくい業だからである。この条件は「大阪夏の陣」（1615）の終結で一応みたまされるようになる。

つぎに語彙をしらべてみると、「損料屋」・「貸物屋」は17世紀までの諸史料や辞書にはみあたらない。たとえば有名な『日葡辞書』（1603年）には、「借物」「暫借」「借状」「賃取」「返進」「損亡」「損免」等の語はあるけれども、「損料屋」・「貸物屋」はない。また主要な都市史の史料にもないようである。

「借物」と「損料」は中世や近世初頭の文書に散見される。「借物」については「借物目録」の内容が借金であったり、「借物帳」が借入物品帳であったりして、物の貸借と金の貸借の両義で使われている⁴⁾。『日葡辞書』も「借物」を「借金、または借用した物」としている。「損料」は購入品への支払金・利子・地代等の意味で使われており、損料屋のレンタル料を意味していない⁵⁾。

以上の発生条件や語彙の状況からすれば、物品賃貸業は中世ではなく近世前半の大都市、おそらく江戸よりも先に発展した京都か大阪で発生したのだろう、という見当がつく。ちなみに京都は1591年に民家3万軒、1634年に3.7万軒・洛中人口41万人、大阪は1634年に41万人・1692年に35万人であった⁶⁾。

ところで中国では、12世紀はじめに北宋の首都汴京^{べんけい}（現河南省開封市）で各種の物品賃貸業が繁昌していた。当時この都は人口百万人の大都市で、『東京夢華録』には「都の左京と右京両区には、ちゃんと賃貸しするところがあって、供廻りの着ける衫・帽や衣裳や調度品に至るまで、なんでも賃借りできるから、人から借用する必要はない」。「座車子」や「馬を賃貸しするところがあり、せいぜい百文どまり」だったと記されている⁷⁾。

4) 「借物目録」の例は『東寺百合文書』3 172~177。「借物帳」の例は「一休百回忌真珠庵借物帳」『大徳寺真珠庵文書』2 205

5) 嘉吉3年(1443)4月28日「柳原昌損料巻貫五百六十文」(『東寺百合文書』る5巻247)。文龜3年(1503)10月29日「材木損料巻貫貳百文」(『大徳寺文書』7巻/p1)。辞書類での「損料」は『古本下学集』(1444年)や『文明本節用集』(16世紀初頭)にはないが、『天正十七年本節用集』(1589年)や『節用集大全』(1680年)にはでている。

6) 各都市編の『史料京都の歴史4』・『京都市史』・『新修大阪市史』・『東京市史稿』・その他

7) 猛元老『東京夢華録 宋代の都市と生活』(平凡社東洋文庫, 入谷義高・梅原郁訳注 p.157-158)。

第2節 各種衣類とその他の貸物屋・「万貸物屋」

貸衣裳屋 18世紀以前のごくわずかな史料のなかでまず注目すべきは、1680年代に井原西鶴がいくつもの作品で描いた貸物屋の諸記述である。西鶴の貸物屋に関する知識は、かれが大阪の商業と密接に関係していたこと⁸⁾、各地への旅で見聞を広げたり、俳諧仲間との交流を深めたりしていたこと、幅広く読書をしていたことなどにもとづいている⁹⁾。かれの貸物屋の知識は豊富でたしかなものだったといつてよい。(西鶴からの引用は小学館『新編日本古典文学全集』各巻による。校注者名とページ数は省略し、括弧内に同全集の校注にもとづく注をいれておく)。

『好色一代女』(1686年刊)「そもそも奉公人の肝煎渡世(周旋業)とする事、捨金(支度金)百両の内、十両とするなり。この十両の内を又銀にして十匁、使ひする噂が取るぞかし。目見えの間(見習期間)、衣類なき人は、かり衣裳自由なる事なり。白子袖ひとつ、あるいは黒綸子(りん)上着に惣鹿の子、帯は唐織の大幅に緋縮緬(ひじりめん)のふたの物(腰巻、ごしょかづき)、御所被衣(御所風かぶり小袖)に乗物ぶとんまで揃へて、一日を銀二十目(匁)にて借(貸)すなり。その女御奉公済めば銀一枚とる事なり」(『全集』66)。

ここで描かれているのは各種衣類の貸物屋である。つぎのように、貧者相手に単品の着物を貸す非道な坊主も記されている。

『西鶴置土産』(1693年刊)「三途川のお姥さまの勤進にありく男(三途川の脱衣婆の像をもちあるき喜捨をうける勤進坊主)、ふるぬのこ(古木綿の綿入れ着物)あまたこしらへ置き、一夜を六文づつにて、貧家の嵐を凌ぐために借(貸)して、朝はかたはしからはぎてまはりて、目前のあの世(地獄のさま)をみせける」(『全集』68)。

『好色一代男』(1682年刊) 世之介「今男盛り二十六の春、坂田(現酒田市)という所にはじめてつきぬ。「暮方より浜辺に出て、兼ねて聞き及びし様子みるに、人の嫁らしき者」、「夕顔を作りてびらしやら靡くといふ事ぞかし。京大坂にありし惣嫁(街娼)といふ者に違はじ。「聞くになほ不便なる世や。泪は雨のふる夜は、下駄からかさまでも損料出して、思へばかりのうら店、三十日も定めなく、あそこに隠れここに替へて、……夜発(売春婦)の輩(ともがら)一日ぐらし」(『全集』66)。

南宋の首都臨安にも同業者の存在を推測できるが史料をみつけていない(『夢梁録3』、平凡社・梅原郁訳)。なお14世紀末のバリ(人口10数万)にはレンタル業者がいて家具や食器等を賃貸していたようである(シモース・ルー『中世バリの生活史』[原書房・吉田春美訳])

- 8) 西鶴が大坂の江戸買物問屋・日野庄右衛門だったという考証と推定が今日では有力視されている。この推定は野間光辰氏が提出され、林基氏が綿密な考証でその確度を高いものにされた。野間光辰『増補西鶴年譜考証』(中央公論社)、林基『西鶴出自研究の最後の言葉』(勉誠社『西鶴新展望』所収)
- 9) 『西鶴辞典』(江本祐、谷脇理史編、株式会社おうふう発行 p.42-48) その他

これをみると、湊町坂田には着物をはじめ「下駄・からかさまで損料」貸をする業者がいたことになる。1682年当時の坂田は人口約12600人、最上川船運と北前船を中心とする西回航路の湊基地として繁栄しており、今町（現本町）には遊里もあった¹⁰⁾。西鶴は『日本永代蔵』で坂田の米大問屋あぶみや（実在）の繁昌ぶりを描いてもいる。『酒田市史』編纂委員会にたずねたところ、その時代に貸物屋があったという確証はないとのことだが、かれの記述は実際をかなりふまえたフィクションだといつてよいだろう。

1670年代後半のかれの俳諧集にも損料の借物にかけたと思われる句がある。「損領（料・水谷）でかる遠山の色」（『両吟一日千句』1679年）。「これは又借ものという花衣」（1681年刊『大矢集』）。「みな靈宝は世界の借物」（『両吟千句』）。この句は『本朝二十不孝』の「今の都も世は借物」を連想させる¹¹⁾。

以上からすると、西鶴は1670年代から貸物屋を知っていたことになり、1680年代に描かれた貸物屋は、おそくとも1670年代には京都や大阪その他で営業していたことになる。

貸能装束屋 貸能装束屋の初見は、『京雀跡』（1678年）の「借シ能しやうぞく」（烏丸通「二条下ガル浅野の町」）、「能衣將束借者此丁二有」（東洞院通「諏訪町」）という記述である¹²⁾。

「浅野の町」の町名は17世紀後半までは「秋のの町」・「秋野の町」であったが、『京雀』（1665年）や『京都大絵図』（1696・1711～36年）では「浅野の町」になり、1741年（『洛中絵図』）では「秋野の町」にもどっている（現、中京区秋野々町）。「秋野の町」の町名は中世からここに「秋野道場」があったことに由来するという¹³⁾。この道場では中世から勤進能がたびたびもよおされており（天文23年 [1553] 2月1日『言継卿記』）、このことがこの町に貸能装束屋を生みだすひとつの下地になったのであろう。

初期の能装束は日常的な衣裳であったが、徐々に専用の豪華華麗なものになっていき、16世紀末に西陣から能装束専門の織物が供給されるにつれて民間でも絢爛豪華な装束が常用されるようになった。その種類には、女性用のからおり唐織・すりはく摺箔・ぬいはく縫箔・まいぎぬ舞衣、男性用のかりぎぬ狩衣・ひたれ直垂・すあう素襖・あついた厚板・はっぴ法被・のしめ熨斗目・はんぎり半切（袴）等があり、役割に応じてあわせ裕とひとえ単、色のちがいもある¹⁴⁾。

10) 酒田市史編纂委員会・酒田市発行『酒田市史』改訂版上

11) 『新編西鶴全集』（勉誠出版・同全集編集委員会編・第5巻上・下）。その他

12) 『京雀跡（地）』（野間光辰編『新修京都叢書』＜臨川書店＞第1巻）「貸シ能しやうぞく 浅野町二条下ル町也」（p. 318）、東洞院通「諏訪町 貸能衣装束借者此丁二有」（p. 314）

13) 『京都市町名変遷史』（4 御所周辺 p. 960）、『日本歴史地名大系』（平凡社第27巻「京都市の地名」p. 756）、『冷泉町文書』（1593年の町名・『京都の歴史』4）。「諏訪町」の方は1637年（『洛中絵図』）に「すわの町」と記され、1741年（『京都大絵図』）には「御射山町」とある（前掲『京都市町名変遷史』参照）

14) 野間静六『小袖と能衣装』（平凡社『日本の美術』第16巻 p. 61 68, 140 141）、『能楽の歴史』（1987年岩波講座 p. 207）、西陣織物工業組合への質問に対する回答

そうし装束の利用者は各座の能役者・半プロ役者・町人・武士・僧侶・勧進能の民間主催者たちであった（半プロ役者とは本業のかたわらあちこちの勧進能などに参加する功者たちで、町人や武士たちの演ずる手猿楽が盛んになるにつれて輩出した）。

勧進能は寺院がおもに主催していたが、祭礼での町組とか「佐渡嶋」のような遊女屋兼芸団も主催した。ちなみに四条河原の舞台では、傾城（遊女）による能楽興業がもよおされている¹⁵⁾。能や狂言は当時の武士や町人にとって、もっとも身近な芸能になっていたのである。

演題や役割ごとでことなる能装束は、ごく高価で演能時にしか使われない。だからそれが保管されていて必要なときに必要なだけ借りられるならば、利用者にとっては費用の節約になり、きわめて便利である。古くから能楽が流行した京都で、はやくから貸能装束屋がうまれたのは自然のなりゆきだったといえるであろう。

貸能装束屋は、1590年からの秀吉による京都市大改造や「大阪の陣」が終わり、西陣の高価な能衣裳がではじめた1600年前後から1677年（前記史料）までのあいだ、おそらくは1630年ころから1670年前後までに創業したと推定できる。この期間に能が式楽化されて武士階級全体に普及する一方、遊女による演能にみられるように能が「庶民」にいつそう普及し、能装束への需要が増加・拡大していったからである¹⁶⁾。

遊廓用の貸編笠と貸衣裳屋 16世紀の後半には、京都の嶋原や江戸の新吉原付近の「あみ笠茶屋」で編笠を借り、顔を隠して出入りする風俗が流行した。

「惣じて京の遊廓には、自分の笠を着する事なし。をしなへて茶屋編笠を用ゆ。たとひ丹波口まで自分の笠をもたせたりとも、茶屋にて着かゆへし……江戸の三谷も、編笠を用ゆ」（『色道大鏡』）。京嶋原の「惣門にゆく道八……二町ばかりの大道なり」。「上下の買手衆。この道のあひだにて。ゑもんを引つくるふ」。「あみ笠引こみて、門に立いる」。「吉原」でも「あみ笠まぶかに引こみたる人もあり」（『東海道名所記』）。「大門口の外五十軒道は……あみ笠茶屋也」（『嬉遊笑覧』）。こうした茶屋は多数あったので、目印に焼印をつけて貸していた（『人倫訓蒙図彙』¹⁷⁾）。

「茶屋にて着かゆへし」、「ゑもんを引つくるふ」という記述をみると、この特殊な茶屋は時には衣裳も貸していたようである（『東海道中膝栗毛』では弥次喜多が登楼時に衣裳を損料借している）。嶋原遊廓付近の茶屋営業は京都六条の傾城町（1602年成立）からの移転が1640年

15) 浅井了意著『東海道名所記』推定1660年（朝倉治彦校注、平凡社東洋文庫2・p.179, p.183）。

『露殿物語』推定1624年（小学館、神保五弥・青山忠一校訂『日本古典文学全集』37 p.90）

16) 能の歴史については、能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店）、表章・天野文雄『能楽の歴史』（岩波講座「能・狂言」）、宮本圭造『上方能楽史』（和泉書院）参照

17) 『色道大鏡』（八木書店刊・野間光辰編著『完本色道大鏡』p.56）。『東海道名所記』（前掲巻2・p.236 7, 巻1・p.30）。『嬉遊笑覧』（喜多村筠庭著・岩波書店・長谷川強他校訂（一）p.353）。『人倫訓蒙図彙』「嶋原の茶屋」（日本古典全集刊・正宗敦夫編 p.245）。大坂の曾根崎遊廓への途中にも貸編笠茶屋があった（『新修大阪市史』第3巻図55, p.814）

だから（前者での営業の可能性を別とすれば）、その何年後かということになるであろう。新吉原のばあいは吉原への「移転」が1657年、前『名所記』刊が1660年（推定）だから、1660年代ははじめころであろう。こうした茶屋の多くは1740年ころにはすたれているが、それでも「田町また五十軒路の左右のあみ笠茶屋は明和五年……^{1 7 8 8}までは両側にて甘軒」といわれている（前掲『嬉遊笑覧』）。

喪服・葬礼具の貸物屋 西鶴『日本永代蔵』（1688年刊）「京の手代の語りけるは、『私の親方は少しの人（小商人）なるが、世渡りかしく、世間にせぬ事ならではと、葬礼のかし色（貸衣裳）、えぼし・白小袖・紋なしの袴、駕籠も拵へて、^{こしよ}俄の用を調べ、この損料銀積りて、程なく東山に楽隠居を構へ、人の目に三千貫目との差図（評価）、さのみ違ふまじ。』（『全集』68）。「葬礼のかしいろ」の「いろ」は服色の白〔にび色〕の意で、江戸時代には喪服の意味にも使われていた¹⁸⁾。

町人物の嚆矢といわれる『日本永代蔵』は西鶴がその別名を「新長者教」としたように、当時の新興商人（前期的商人資本）たちが智恵と情報で長者になるさまを描いた作品である。町人モデルは多くのばあ実名かそれに近いままで描かれている。さきの記述は1680年代の京都における喪服と葬具の損料屋を描いたもので、西鶴がこうした損料貸を「世間にせぬ事」と記しているのは、当時それが比較的新しい商売だったからであろう。前記したかれによる知識の入手時期からして、この業は1660年代おそくとも1670年代初期に営業していたことになる。

ところで木下光生氏は、17世紀後半から幕末にかけて近畿地方では貸喪服・貸葬具の業者だけでなく籠師（棺桶・輿の生産職人）・「三味聖」（火葬や墓地管理者〔御坊・墓守とも〕）・輿屋（車屋）も葬具の賃貸にたずさわっていたことを実証されている¹⁹⁾。そして氏は、「葬礼道具の製作・販売・賃貸に従事した人びと（以下、葬具業者とする）」または「葬具を専門的にあつかうような商人が、史料上最初にあらわれるのは、十七世紀後半」であり、伊原西鶴の『日本永代蔵』の一節（先に引用）が「近世葬具業者の初見」とのべられている²⁰⁾。

しかし西鶴の記述が貸葬具業者の初見だとしても、「近世葬具業者の初見」とはいえまい。西鶴の記述よりも以前の『毛吹草』（1638年）に「仏師」、『京雀』（1665年）や『京雀跡追』（1678年）に「あはいや」・「仏具や」の記述があるからである。氏は葬具業者を「葬礼道具の

18) 「大坂の市民、親族の葬送には白無垢に無紋の白、あるいは水浅木の麻上下を着す。…また中以下は貸いろ屋と云ふ渡世の者より、損料銭をもって借用することなり」（守貞謄稿『近世風俗志』巻十三、岩波書店・宇佐美英機校訂 p. 313）。『日本国語大辞典』（小学館）、増田美子『日本服飾史』（源流社）、その他参照

19) 木下光生「近世葬具業者の基礎的研究」（大阪歴史編纂所『大阪の歴史』第57巻〔2001年〕所収）、井上章一『霊柩車の誕生』（朝日新聞社刊 p. 91）

20) 「近世日本の葬送を支えた人々」（江川温、中村生雄編『死の文化誌』〔2002年〕所収 p. 92-93）。かつてわたくしも『日本永代蔵』や『当世下手談義』（「白輿屋」）の文章を損料貸の例として引用した（前掲拙論）

製作・販売・賃貸に従事した人びと」と規定されたために、貸葬具業者の初見とすべきところを「葬具業者の初見」と誤記されたのかもしれない。

それはともかく、本来の葬具業者（葬具の製作・販売者）と貸物業者（貸喪服・貸葬具業者）とは区別すべきで、後者は広義の葬具業者の一端といえるにしても範疇的には物品賃貸業者・貸物業者である。ちなみに『本朝藤陰比事』（1709年）で貸喪服屋は「万づ借物屋。白無垢浅黄上下、毎月無常野に送らぬ絶間なく、此二色のかし賃取て五人口」とのべられている。なお19世紀前後の住吉神社の近辺には「葬式貸物屋」があった²¹⁾。

万貸物屋 西鶴『本朝二十不孝』（1687年）「今の都も世は借物」。「世に、身過は様々なり」。「念仏講の借盛物（お供え道具）、三具に、敲鉦を添へて、一夜を十二文。産屋の倚懸台、大枕まで揃へ、七夜の内を七分。餅突頃の竝楼（蒸籠）、昼は三分、夜は二分。薬鍋、一七日、十文」。「夏中の借簾、世知かしこき人の心、見えすきて、始末を世帯の大事といへり」（前掲『全集』67）。

この記述はさまざまな物品をあつかう「万づ借物屋」（前掲『本朝藤陰比事』）の初見史料かと思われる。貸喪服・貸葬具業者が1670年代かそれより以前に営業していたとすれば、万貸物屋もこれらの業者と同じ品物をおもな対象にしている業者だから、ほぼ同じころに営業していたと推測できる。

貸古手屋・貸道具屋 大阪古手商組合の記録によると、同組合は天明年間（1781-1788）に業態別で五組にわかれていたが、このうちの「迦組」には「損料を以て諸物を他人に貸し出す」「古手貸組」が属していた²²⁾。貸物屋とか損料屋とかの看板をかかげなくても、古手屋のなかに古手（おもに衣類）の賃貸をする業者がいたのである。

古手業者が天明期の140年以上もまえから営業していたことから推して、古手貸業のはじまりも天明期よりずっと以前にさかのぼりうらと思う。古手は求めに応じて販売も賃貸もでき、新品より安く貸せるし、初期ほど兼務が多かったから、賃貸業務の開始は古手業の開始からそれほどおそくないと推測できるからである。

さきの大阪古手商組合の記録によると、古手屋仲間は正保2年（1645）にすでに13組および仲買組・上町組に分かれており、その上町組は天明期の迦組に属する上町組と同名である。このことは1640年代に古手業内で分業化が相当進んでいて、のちの骨格を形成し始めていたことを示唆している。もしそうだとすると、貸古手屋の創業は1650、60年代あたりにまで遡及できるかも知れない。

貸道具屋については、『大阪市史』に明和7年（1770）平野屋茂平代表の出願貸物株300のなかに家具の貸物屋があり、また文化8年（1811）に天満伊勢町阿波屋辰蔵を「道具株を以貸物

21) 享和3年1月「口達触」,「住吉神社奉幣使通行」に付道筋の「葬式貸物屋」等は店先を屏風で囲うこと（『大阪市史』第4巻 p. 395-6）

22) 徳川時代「大阪商業習慣録」・「古手商」（大阪商工会議所『大阪商業史資料』第28巻 p. 244-247）

渡世之仁」とのべた記述がある²³⁾。したがって、道具・古道具屋が貸物営業をしていたことはほぼ疑いない。道具は新旧ともに賃貸に適し初期に兼業が多かったから、道具屋・古道具屋の創業よりそれほどおそくないはずである。したがって、古銅古道具屋仲間の総株数が1万2千株余だった正保2年（1645）からそうおそくない時期に貸道具・貸古道具営業がはじまっていたと推定できる²⁴⁾。京都には押小路通に「古道具屋町」があり（1665年『京雀』）、1678年に古手屋5店、古道具屋5店（『京雀跡追』）、1691年には古手屋5店、古道具屋11店（『京羽二重』）があった。これらの店の何軒かは貸物を兼業していたと推定してよいであろう。

その他の貸物屋 18世紀後半には田沼による株仲間の放漫な許可政策を契機に、夜具・蚊帳・地車祭礼用品・竹材木・その他の貸物業者から株仲間の出願がたびたびおこなわれている（前掲『大阪市史』第1巻、第3巻）。これらの貸物業の創業時代にかかわる史料はみつけないので、つぎの点だけを指摘しておきたい。

明和2年（1765）5月と明和3年11月の「達」と「触」に、「貸しふとん屋」・「衣類・夜着・蒲団賃借（貸）り致し候もの」という記述がある²⁵⁾。18世紀後半に営業していたこの貸物業は、衣類・喪服・葬具等の貸物業者や「万貸物屋」が1670年前後に営業していた（既述）とすれば、ほぼ同じころに営業していたとしても不思議ではない。

『難波丸綱目』（安永版1775年）には「貸地車祭礼貸物屋」が三軒記載されている（拙論）。大阪の町々では祭礼行事が盛んで、町ごとに「だんじり」と呼ばれる屋台（地車・山車）をひいたりかついだりしていたので、裕福でない町がこれを借りていたのであろう。喧噪やけんかを理由にした祭礼の取締令は1680年代からだされており、寛政2年（1790）6月には、地車「貸物渡世之者」へ町年寄の印がなければ貸すことを禁止する「達」がだされている²⁶⁾。だからこうした貸物営業は1680年代から1770年代までのあいだに始まるといえるけれども、それ以上に限定できるだけの史料はみいだしていない。

材木や竹の損料貸業は「足代（台）諸材木損料貸」とあるように、現代にたとえば江戸版軽仮設材のレンタル業といえるだろう。その株出願は明和4年（1767）9月にだされているけれども、江戸改造時代から営業し幕府に影響力をもつ材木問屋の反対でみおくられている。材木問屋はこうした仮設用の材木を無料で建築主に貸していると反対理由でのべているが、実際には材木の販売代金に賃料をふくませていたようである²⁷⁾。

23) 『大阪市史』第3巻 p. 783。道具貸物渡世は『大坂本屋仲間記録・差定帳』中の記述「道具株を以貸物渡世之仁二候処、貸本之類并二本取扱いたし候」（長友千代治『近世貸本屋の研究』、東京堂出版、p. 41所収）

24) 『大阪商業習慣録』・「第四九 古銅古道具屋仲間」（大阪商大研究所『大阪商業史料集成』第一輯 p. 211）

25) 『大阪市史』第3巻 p. 711, 733

26) 寛政2年6月16日、年寄の奥印なき「地車貸仲間敷事」「貸物渡世之者へ」（『大阪市史』第4巻 p. 71）。祭礼取締令は1687年以来何度もだされている（同第1巻 p. 503 504）

27) 『大阪市史』第3巻 p. 740 741, p. 940 942

第3節 貸本屋

同じ物品賃貸借業に属するとはいえ、貸物屋は物質的欲望を満足させる物品をあつかい、貸本屋は精神的欲求を充足させる書物をあつかう。また貸本屋は全物品賃貸業者のなかでほぼ半数をしめており、その意味では江戸時代における物品賃貸借業の代表的存在であった。そこで貸本屋については独立した節であつかうことにする。

江戸時代の庶民が娯楽本を読もうとすれば貸本屋から借りて読むのが普通だったので、最盛期には貸本屋は全国の町々・村々・津々浦々・各温泉地で営業していた²⁸⁾。天保期には江戸だけでも「貸本戸八百、此其の大略、其の子、其の孫に至つては、算数し易からずと云ふ」（寺門静軒『江戸繁昌記』）といわれるほどであった²⁹⁾。

このように多数の貸本屋が営業していた理由を考えると、それは一方で経済・生活水準が向上して読書欲が高まったこと、他方で本が知識欲・娯楽欲をみたく手軽で簡便な手段であるにもかかわらず、高価なために賃貸借の格好な対象になっていたからであろう。併せて「勘当の内貸本屋する」とあるように、貸本屋が素人にも簡単にできる商売だったことも一因だったと思われる。

さきのべた物品賃貸業の発生条件に則していうと、都市を中心にした借手人口の存在という条件は、識字能力と余暇をもつ読書人口になる。そうした人口の増加は、城下町の建設と町人の増加が顕著になる1640年～1650年あたりからはじまるとみてよいであろう。賃貸に適した物品の供給増加という条件は、1640年代に大半の本が板木製版で供給されるようになり、それにつれて民間書肆がふえる一方、仮名草子などの教養娯楽本の比率がふえていったことで準備された。ちなみに1643年からの7年間に京都での本屋の創業は98店にのぼり、1670年の書目別出版点数3826点のうち教養娯楽本は約26%になっている³⁰⁾。平和と治安の維持は「大阪夏の陣」（1614 5）の終了後とみてよい。

近世貸本屋研究の第一人者と目されている長友千代治氏によると、「貸本屋の語の初出」は正徳3年（1713）である³¹⁾。ただしその数年前に、宝井其角（1661～1707）が貸本屋の存在をしめす「損料の史記も師走の蛸かな」（『五元集』）を詠んでいる。だから貸本屋の創業期は1700年ころより以前になるが、そのころからいつごろまで遡及できるかを調べてみよう。

28) 前掲・長友千代治『近世貸本屋の研究』p. 20-22, p. 32-37。広庭基介『江戸時代貸本屋略史』（『図書館界』vol. 18. No. 5. p. 115, 166）。以下の考察は両氏の業績に負う点が多い。

29) 『江戸繁昌記』第三篇書舖（岩波書店『新日本古典文学大系』100, p. 165）

30) 以上の経過については、川瀬一馬『古活字版の研究』、奥野彦六『江戸時代の古版本』（東洋堂）、宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』（同朋社出版）、鈴木敏夫『江戸の本屋』（中央公論社・上）その他参照。創業店数と書目別出版総数は前掲鈴木 p. 55, p. 122

31) 前掲長友『近世貸本屋の研究』p. 34-35

その手掛りになるのは、貸本を兼業にしていた行商本屋と古本屋の発生であろう。長友氏は江戸時代に多くの本屋が行商形態をとり貸本もしていたことを実証され、「貸本屋の誕生・淵源を、貸本も兼業した本売り、いわゆる行商本屋に求めることができる」とされる。そして江戸笑話『きのふはけふの物語』（元和2年～寛永初期）の一文章をテコに行商本屋の誕生を考察されている（この『物語』は「枕草子・春画」の売買をめぐる、文字と出版に無知識な人たちによる知ったかぶりの笑話である）。

「ぬ中へ、ものゝ本賣りに下りて、いろいろの物賣りける。又ある人、^{まくらぞうし}枕草子を買うとて、『もし文字の違ひたる事があらば、かへそうぞ。此のほどの、買う^{うち}中にも、悪しきことがある』と申されければ、『これは、要法寺の上人、せい^{けうごう}わう坊の、校合なされた程に、少しも違ひは御座有まい』と申した³²⁾。

氏によれば、この記事は「本が行商されている事実を報告」しているから、貸本屋の誕生は「寛永はじめ頃であった³³⁾。しかしこうした推定には少し疑問がある。

第一に、氏は行商本屋の売るいろいろな本を「いわゆる漢籍、国書、類書…春本であったにしても」といわれるけれども、野間光辰氏らの考証によれば、その当時の本は古活字本であり、一回せいぜい100冊ほどの印刷で庶民むけの出版ルートにのぼらず、公家・僧侶・上級武士・医師・富裕町人のあいだで流通していた。庶民むけの本は仮名草子・物語類であろうが、それも西鶴以前は教養書に属し、「中人以下の者にとっては……読書の対象にはならな³⁴⁾」かった。そうすると、寛永初期（1620年代）に本だけ売る行商がなりたつのか、「いろいろの物賣りける」行商を貸本屋と断定してよいのかが疑問になる。

第二に、この種の笑話本には作者か編者による創作話がふくまれていたようである³⁵⁾。問題の話も当時の諸事実——要法寺の世雄房日性による開版事業、京都の本屋による洛中洛外で本の販売、本に無知な人々が田舎に多いこと——を素材にした創作かもしれない。創作だとすれば、貸本屋誕生の直接証拠とはいえなくなるであろう。『物語』の該当記事は貸本屋誕生の有

32) 岩波書店・『日本古典文学大系100・江戸笑話集』（小高敏郎校注 p.98）。『物語』の作者・成立年・出版年は不明だが、元和2年～寛永初期の成立が明らかにされている。「ぬ中へ、ものゝ本売りに下りて」の話は「祖本」（大東急文庫）への「拾遺」として「金地院旧蔵天理本」から追加された文章で（小高敏郎氏注、p.98）、この天理本はその古活字から元和末年から寛永初期のものである（前掲、川瀬『古活字版の研究』p.933、小高敏郎『昨日は今日の物語』の諸本・学習院大学『研究年報』12、1965年）

33) 前掲長友『近世貸本屋の研究』p.20-22。氏は20年後にも同様の推定をされ、「その頃は本が製版によって作られ、一般大衆が読者となる時期で、貸本屋の誕生も期を一にしている」とのべられている（『江戸時代の図書流通』思文閣出版、p.114）。しかし本の製版の普及と一般大衆の読者化は寛永初期（1624-30年）よりも少しあとではなかろうか。

34) 野間光辰『浮世草子の読者層』（岩波書店刊雑誌『文学』1958年5月、vol.26. p.68-69）。今田洋三『江戸の本屋さん』（日本放送出版会 p.33）

35) 武藤禎男（平凡社版『物語』訳者「解説」p.233）

力な示唆をあたえるといえるけれども、これらの疑問が解けないかぎり、「誕生」の直接証拠にはできないのではなからうか。

そこで行商本屋の別の初期史料をさがしてみると、各種の振賣に「物の本賣」をふくむ万治2年(1659)4月9日の江戸町中振売への「覚」がある³⁶⁾。氏がいわれるように行商本屋と貸本屋の発生をほぼ同時期とすれば、この史料にもとづいて、江戸では1659年以前から貸本屋が営業していたことになる。京都の本屋の歴史は江戸よりもはるかに古いから、京都での「誕生」は1640年代後半から1650年代初期ころまで遡及してよいであろう。

つぎに18世紀前半の京都の本屋仲間名簿をみると³⁷⁾、その屋号に「紙屋 兵衛」・「経師屋 兵衛」のように兼業や前業をしめす名前が多くある(ほかの屋号にも丁字・銭・蚊帳・糸・升・墨・俵・米・畳・帯・弓・鍵・替^{めどき}・唐紙等がある)。このことは初期の「本屋」ほど他の商売との兼業が多かったことをしめしている。また看板が本屋でも貸本をあつかったり、古本屋が貸本屋を兼業していたりする例が多数みられる。とりわけ地方ではそうしたケースがほとんどであった³⁸⁾。

古本は需要があれば容易に貸本にもだせるから、古本屋が貸本をしていたことはごく自然だったにちがいない。したがって、庶民向けの本屋・古本屋・貸本屋の創業は時期的にそれほどへだたっていなかったと考えられる。そうすると、京都では1643年～1661年に98軒の本屋(古本屋をふくむ)が創業していたから(前述)、そのなかに貸本を兼業していた業者もいたと思われる。これはさきの推定ともほぼ一致している。なお『京雀跡追い』(1678年)に「古本賣買 三条より下へ多」、「古本ノうりかい 西堀川三条より南」という記述がある。これらの古本屋も貸本を兼業していたと推定できる。

貸本屋は17世紀中葉には創業していたが、18世紀後期(元禄)から普及しはじめ、19世紀前半に隆盛期をむかえる。最盛期の業者総数は2000をこえていたとみられ、物品貸借業者のなかで圧倒的な数をしめていたが、明治時代になると大幅に減少していった。こうした江戸時代の盛況ぶりは、「敗戦」までの歴史上で類を見ないものであったし、世界各国においても最多の数者数だったのではなからうか。ちなみに1800年のイギリスの貸本屋数は1000店といわれている(補注)。

貸本屋は情報伝達の供給者および媒介者として、さらに大衆の知的水準を向上させる促進者として、重要な役割をはたした。

36) 本の行商は「札なし御赦免の分」(自由販売)にされている。『正宝事録』(近世史料研究会編・日本學術振興会刊第1巻 p.79)。この点については野間光辰氏の指摘「浮世草子の読者層」(前掲 p.65)があり、長友氏もそれを利用されている。

37) 蒔田稲城『京阪書籍商史』(臨川書店)。前掲鈴木『江戸の本屋』(下巻 p.26-28)

38) 前掲野間「浮世草子の読者層」。高木元『江戸読本の研究』(ペリかん社)。前掲今田洋三『江戸の本屋さん』。鈴木俊幸『江戸の読書熱』(平凡社)。前掲長友『江戸時代の読書流通』(思文閣出版)

[補註] 貸本屋数について。京都や大坂その他の地域では総数の史料がないので、該当地の本屋数を推計し（前掲鈴木『江戸の本屋』「各期の書肆発生産滅数」を利用）、その一定割合を貸本屋数とした。その割合は本屋・古本屋・貸本屋の兼業率とし、大都市では5、6割、小都市や温泉地等では9割以上とした（丸括弧内は史料と典拠名）。[江戸] 1808年の貸本屋数656（『外題作者画工書肆名目集』。『前田愛著作集』第2巻・「出版社と読者」。高木元『江戸読本の研究』ベリかん社）。1832年800（前掲寺門静軒『江戸繁昌記』P.165）。[名古屋] 62（前掲広庭『江戸時代貸本屋略史』vol.18. No.6）。[和歌山・高野山] 50以上（須山高明「近世紀州の『書商』」『和歌山地方研究史』38号）。[長崎] 21 [仙台] 17 [金沢] 12 [水戸] 10 [横濱・美濃] 各6 [松阪・山形・新潟・堺・常陸太田] 各5 その他の地域114（以上前掲長友千代治『江戸時代の図書流通』）。推定分 [大阪] 300（『慶長以来大阪出版書籍目録』。前掲長友 P.43。および『大阪市史』第2巻 p.887）。[京都] 250 300（文政年間・前掲広庭 P.194）。[他の地域・島・湊・温泉] は推測で300。総計1829 2023。本屋仲間に属さぬ者や兼業者もいるから文化・文政期には「2000をはるかに越す」であろう（前掲広庭）。イギリスの貸本屋数については清水一嘉『イギリス貸本文化』（図書出版）参照。

第4節 車・駕籠・船の賃貸業

車や船などの賃貸は運送業におけるチャーターのかたちをとることが多い。そこで車や船だけの賃貸に焦点をしばって考察する。

貸車（車借） 荷車の賃貸借は古代から近代までおこなわれている。牛や人がひく近世初期までの荷車は大きめの二輪に短かめの台と曳き棒をつけた簡単なもので、その所有者は「車持」、曳手は「車力」、車で運賃をかせぐ業者は「車借^{くるまかし}」といわれた。車借はすでに中世から活発に活動しているが、「天正の地割」（1590年からの京都大改造）後にみられる京都の「車や町」は、「車借しおほくあるゆえに」つけられた町名といわれている（『京雀』）。

車持と車力との関係を明らかにするために、いくつかの文書を考察しよう。

慶長19年（1614）12月7日に京都所司代板倉重勝が下鳥羽車借たちにあたえた文書。「下鳥羽車共……車力を以、何方ニても荷物積候共、違亂申間敷候」。および車方がこれを「先年大坂御陣之節」「板倉伊賀守殿より車持共江被_レ下候、右御證文」としている文書³⁹⁾（原文は変体仮名）。この両文書から「車持共」が「車力」を使っていることがわかる。

寛永19年（1642）6月11日に「下鳥羽車借仲間」が決めた五カ条の「定」。このなかには「車力ニ少も高下仕間敷事」、「町屋へ八、米・材木之車力八、五合壹升之高下不_レ苦候事」、違反すれば「車壹両ニ付銀三匁ツツ可_レ出者也」という記述がある⁴⁰⁾。

車力への給米分をきめて違反者は車1両につき罰金を払うということは、「定」めの作成者たちが車持で車を手配し車力を雇う者「問屋」であることを意味する。この点は署名者10

39) 「証文」「大沢家文書」（京都市編『史料京都の歴史』4, p.422）。車持への「御證文」『京都御役所向大概覚書』（清文堂刊・岩生成一監、上巻 p.266）。大沢家は鳥羽で車借をたばねていた荘司兼豪商だったという。

40) 「定」前掲「大沢家文書」（『史料京都の歴史』4, p.422 423）

人のうち忠治郎以下5人が、後年の訴状(文書)で「下鳥羽問屋車持中」と署名していることからわかる。

「下鳥羽横大路両村之間屋車持中」が寛文4年(1664)と同9年(1669)に奉行所へだした訴訟書(前者は下鳥羽・京都間の新運河計画の中止要請, 後者は伏見 京の高瀬舟による荷物運送の制限願い)。その署名者は問屋・車持・車持惣中・車年寄, 問屋惣中・百姓中である⁴¹⁾。車持・問屋とともに署名した百姓中は, 車持・問屋たちから牛や車の賃借をして農間の車稼ぎをする者(車力)たちであろう。

「京車組」。三条組の牛数39匹・車数50輛・牛持人数12人。四条組の牛数98匹・車数111輛・牛持人数29人⁴²⁾。「伏見車方」は「延寶七年(1679)十二月現在(車方・水谷)家数百十七軒, 牛数二百五十七疋, 寶曆中車輛数百七十五輛」⁴³⁾。三条組と四条組では牛持(車持)が一人(一軒)で3.3倍の牛と4倍ほどの車を所有しており, 「伏見車方」では2.2倍の牛と1.5倍の車を使用している。これらの牛や車が賃貸されていることは明らかである。

みられるように, 京・伏見では多数の牛や車を所有する車持・問屋たちが農間の車稼ぎ(車力)の百姓たちを雇い, かれらに牛や車を賃貸し, 仲間を結成して規約を定めていたのである。車力の手配と雇用をして車や牛の賃貸をする問屋は運送業者に属するけれども, 車力へ車と牛を損料貸する業務からみれば賃貸業者である。このばあいには問屋 車力・車力 客という二重の賃貸がおこなわれるといい(それはチャーターでもある)。そうした問屋営業は文書の「車持」が問屋だとすれば, 1610年代からおこなわれていたことになるが, おそらくはもっと以前にさかのぼりうるであろう。

[江戸] 『東京市史稿』(産業編4)の諸史料や『嬉遊笑覧』によると, 「芝車町牛持共先祖」は寛永13年(1636)に京都からよびよせられ, 同16年から車借営業をはじめている⁴⁴⁾。三伝馬町名主町人から奉行所への返答書によると, 元禄13年(1700)8月の「車数二千輛程御座候」, 享保11年(1726)には「凡車数八千輛程」とある⁴⁵⁾。前記の京都と同様に, この車借営業が問屋と車力の関係を軸にしていたことはまちがいない。

大八車は大型の荷車で寛文年間(1661-1672)につくられ, 材木や米などの運搬に重宝がらわれて流行した⁴⁶⁾。元禄8年(1667)10月に「町中の大八車の数, 合て千四百四十五輛」にな

41) 訴訟書 前掲「大沢家文書」(『史料京都の歴史』4, p. 423-424)

42) 車数 『京都御役所向大概覚書』(清文堂刊・岩生成一監, 上巻 p. 266)。この文書の時期は不明だが, 他との関係から1600年代後半から1718年『大概覚書』完成までのものと思われる。

43) 1929年京都府伏見町編・担当高橋真一 『御大礼記念京都府伏見町誌』 p. 414

44) 喜多村篤庭 『嬉遊笑覧』(二・岩波書店 p. 92), 『東京市史稿』(産業編4 p. 310-312)

45) 享保12年5月三伝馬町名主町人から奉行所への返答書。「撰要永久録」(『東京市史稿』産業編第12 p. 753所収)

46) 前掲 『嬉遊笑覧』(二) p. 90-91。喜田川守貞 『近世風俗史』(岩波書店・宇佐美英機校訂・後集巻之三)

り⁴⁷⁾、享保12年（1727）4月ころには、町々の諸問屋だけでなく商賣人までが車の損料貸をするので車数が激増し、事故をおこしたり、馬稼の生活をおびやかすまでになった。「町々諸問屋は不_レ及_レ申、其外之商賣人迄賃車を拵置、損料貸仕候ニ付、車数夥數相増、先規馬ニて附送り候品も皆以車ニ被_レ奪申候」（4月28日・三伝馬町名主らの訴状⁴⁸⁾）。貧乏な車力は車を所有できないから、車持（問屋・商人）による車力への損料貸は車がでてきた1670年代ころからあったと推定できる。

[大阪] 大阪では18世紀半ばから、大八車よりもやや細身の「ベカ車」とよばれる荷車が流行した。安永3年（1774）9月に橋の通過禁止令がだされ、19世紀初頭の申告車両数は1678両であった⁴⁹⁾。千数百両の車を所有する者と運夫がいたこと、明和6年に車賃貸の出願があり、寛政6年に車賃貸者名と車数の届出令がでていいること等からすれば⁵⁰⁾、車の賃貸や運夫の雇用を手がける「問屋」がいたとしてもおかしくない。いたとすれば、そうした業者は車が流行した18世紀後半には営業を始めていたのであろう。

貸駕籠^{こし}輿は高位者たちによって古代から利用されていたが、近世になると簡素な駕籠が庶民に利用されて「借駕籠^{かし}」とよばれた。ただしこの「借」（貸）は、駕籠昇^{かき}人足による運送と一体化している点ではチャーターである（駕籠昇の「昇^かく」は肩にかつく意）。幕府は『武家諸法度』（1635年）で病人をのぞく50才以下の一般町人の利用を禁止しているが、実際にはそれほど厳守されなかったようである。

江戸では奉行所が駕籠昇に日用座で許可をとらせたり（寛文5年）、辻や横町に駕籠をだしたまま通行人に貸すことを禁止したりしているから（寛文8年）、貸駕籠は17世紀後半にはかなり普及していたようである⁵¹⁾。駕籠数は正徳元年（1711）に1800挺に達し、元文2年（1737）には「町中数千人之駕籠かき」がいたという⁵²⁾。

駕籠持主（「元締」・「車屋」）たちは駕籠昇に駕籠を損料貸していた。このことは享保11年（1726）2月・「只今迄町々駕籠昇共江駕籠屋より一日借り候」、および元文2年（1737）3月・「辻駕籠損料を以借り請渡世仕候者、江戸中端々ニ至迄大勢御座候」の文書にしめされている⁵³⁾。「元締」は駕籠の調達・賃貸・駕籠昇の雇用・管理をする広義の駕籠賃貸業者で、その

47) 前掲『嬉遊笑覧』p. 91（典拠として『元禄八年日記』とあるが確認できていない）

48) 『撰要永久録』（『東京市史稿』産業編第12 p. 750所収）

49) 橋の通過禁止 『大阪市史』第3巻 p. 839。文化元年10月の車数、同第2巻 p. 221

50) 天明6年2月20日、炭屋町井筒屋吉兵衛からの出願（『大阪市史』第3巻 p. 1128-9）。寛政6年12月、ベカ車を所有し賃貸する者は名前と車数を届出ること（同第4巻 p. 182）

51) 寛文5年3月「覚」『御觸書寛保集成』（岩波書店・高柳真三・石井良介編、p. 1117, 1218）。寛文8年8月12日「覚」・『正宝事録』（近世史料研究会編・日本学術振興会刊第1巻 p. 150）

52) 宝永8年3月25日の車数、前掲『嬉遊笑覧』二、p. 102。元文2年7月2日の車数、前掲『正宝事録』第3巻 p. 19-20

53) 享保11年、前掲『正宝事録』第2巻 p. 330。元文2年、同第3巻 p. 8

数は1726年に270軒余といわれている⁵⁴⁾。駕籠舁が駕籠を所有しにくいことからすれば、「元締」らはさきの「覚」や「触」以前から、おそらく1650年代から営業していたであろう。

大阪でも1660年代から駕籠の利用者は多かったが^(『大阪市史』第3巻)、京阪は江戸よりも狭いため、町なかでの利用は比較的少なく、「京阪...駕籠屋と称へ、これのみを業とする家はただ是諸遊里にあるのみ」で、市中に駕籠屋は多いけれども、副業者が兼業者が多く「求めに応じてかごを曳く」といわれている⁵⁵⁾。

貸船 中世の後半から商品生産とその輸送が活発化し、問丸や廻船業が成長した。朝廷・寺社に従属して特権をうけていた供御人・神人・寄人たちの水運活動は中世水運の特徴であるが、かれらのなかには船を所有してそれを賃貸する者もいた⁵⁶⁾。各湊津の船持・廻船業者たちが船の賃貸をしていたことは、各地にある「廻船式目」(中世後期)に船の賃貸借規定があることでもわかる⁵⁷⁾。秀吉政権が発布した「海路諸法度」(1592年正月)では、「借船仕候時、船主船頭可為約束次第事」という賃貸の大原則がかかげられるまでになっている⁵⁸⁾。

近世海運の大きな特徴は、江戸・大坂間を結節点とした西回りと東回り航路が開発整備され、全国的海運網と廻船市場が確立されたこと、荷主商人(兼生産者)・廻船問屋・廻船業者の三者による商品の運賃輸送、および廻船問屋や廻船業者への委託による年貢米輸送、のふたつが柱をなしていたことである。

近世初期までの海運では船だけの賃貸・「船床貸」が多かった⁵⁹⁾。けれども以降は船の大型化やその他の原因で傭船(いわばチャーター)が主流をしめるようになり、前者は二次的になっていった。中規模位以上の船の賃貸(広義)で中心になったのは、荷主商人(多くは生産を兼業)・廻船業者・廻船問屋の三者であった。なお大阪界隈での通船・茶船・漁船の「賃貸」は1695年から何度も禁止されているが、違反者も多かったようである⁶⁰⁾。

廻船問屋は船が不足すると、紀州・兵庫・瀬戸内などの廻船業者から雇船したが、これらの

54) 享保11年2月25日、前掲『正宝事録』第2巻 p. 331

55) 前掲『近世風俗史』後集巻之三(第5冊 p. 237)

56) たとえば石清水八幡宮の神人で交易や運輸業務をしていた11人は、1445年10月から12月までに所有船(計30艘)を尼崎・兵庫の船頭に賃貸している(新城常三『中世水運史の研究』・塙書房 p. 679-680)。伊勢の神人樺木善生は、1470年5月21日、800石積船を所有して貢納物輸送をするかたわらそれを大幡の助三郎に貸している(文明2年5月21日『氏経神事記』。綿貫友子『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会 p. 242-243)

57) 『廻船大法之巻物』には、借船で借手が違約すれば貸手に契約の船賃を支払う、貸手が違約すれば借手に契約の代船を渡す、借船の破損では借手は船賃だけを支払う等、いくつかの規定がある。住田正一『日本海法史』(五月書房 p. 76)。長沼賢日『日本海事史研究』(九州大学出版 p. 14-16)

58) 『海路諸法度』は前掲・住田正一『日本海法史』(p. 213)所載

59) 住田正一『海事大辞書』(海文堂出版部)

60) 元禄8年(1695)12月「覚」。正徳3年(1713)4月29日「触」。明和8年(1771)8月「覚え」(大阪市編『大阪市史』第3巻[清文堂])

廻船業者は、自身の所有船をチャーターや賃貸で廻船問屋へ供給していた（幕府や藩の官米輸送は初期には商人の請負だったが、河村瑞賢による東西航路の開発後は大手廻船業者の船のチャーター方式になった）。船を貸す廻船業者には商業や生産を兼業するものが多く、たとえば紀州の大手廻船業者は蜜柑の販売者でもあったから、かれらは蜜柑の輸送期以外で檣垣・樽廻船問屋の傭船に応じていた。総じていえば、廻船業も船の賃貸も、商業と結合し商業に従属しておこなわれていたのである⁶¹⁾。

当時は船舶需要の継続性や安定性がとぼしく、大型船を所有し維持する巨額資金の調達が困難だった割に海難リスクはきわめて大きかった。こうした状況で賃貸だけの経営が採算にあわないのは明らかであるし、地域間格差を利用した廻船業の商業利益は運賃をはるかに超過していた⁶²⁾。したがって、船の賃貸を専門にする独立業者がいなかったのは当然であった。とはいえ、船舶需給のズレを緩和する方法として、船舶の賃貸が輸送上で重要な役割をはたしてきたことも疑いない。船体賃貸専門の「船舶貸渡し業」や船舶リース業が出現するのは現代になってからである（前掲拙論　　）。

補論 古代の物品賃貸借について

〔I〕序 物品賃貸借は古代でおこなわれていたのか、いたとすればその対象と様子はどのようなもので、どういう意義をもっていたのか。この考察は物品賃貸業を発生させる前提条件（物品賃貸借の普及）の歴史的出発点を理解しておくという意味をもっている。

弥生末期から12世紀初期までを古代とするならば、その期間は千年以上におよぶ。その全体をあつかう準備がないので、文字史料の利用が可能になる7世紀後半から10世紀まで——律令体制の形成・確立・衰退（初期）まで——をおもな対象とし、便宜上この期間を「古代」と記すことにする。

「古代」では賃貸借や売買の表現が多義的で、土地の賃貸は期間を限定した「売」、物の「貸」は「借」と表現され、賃貸借・チャーター・雇用の報酬は「賃」と表現されていた。政治的・宗教（祭儀）的・経済的關係が融合して未分化なところがあり、それに依じて語彙も多義的だったのである。したがって物品賃貸借をさまざまな関係や側面から分離してあつかうならば、表面的で不十分なものにならざるをえないであろう。古代研究の素人である私にはそのことをさける力がないけれども、こうした研究がないため、おもな諸事態だけでも確認しておきたいと思う。そのさい現代の賃貸借の規定から排除されるような事態も賃貸借（広義）としてあつ

61) 柚木学『近世海運史の研究』（法政大学出版局）、上村雅弘『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館）、前掲住田正一『日本海法史』、『交通史1』（豊田武・児玉幸多編『体系日本史叢書』山川出版社）その他

62) 前掲柚木『近世海運史の研究』p. 236-237。前掲住田『海事大辞書』上巻 p. 2708

かうことにする。

賃賃がおこなわれる基礎的条件は、各主体による対象の私有化と自由な契約であるから、賃賃の発展程度はこの条件への規制如何によって規定される。

農・漁・猟・炊飯に使う用具や容器、運搬の諸手段は手足の延長的機能をはたすから、使用者の占有化ひいては私有化がもっともはやくから生ずる。私有関係のもとで相手の動産を掠奪することなく利用するには交換か賃借によらねばならない。総じて動産物品の賃借は、不動産の私有化や賃借よりもはやくからおこなわれていたと考えられる。

「古代」の文書や辞書を見ると、「賃」（借）の字の訓には「いらし」・「いらす」ということばがあげられている。たとえば『新撰字鏡』では「賃 伊良須^{いらす}」、『日本書紀』には「賃^{いらしのいね}稲^{いね}」、「稲と資財を賃へし者^{たから いら}」⁶³⁾。このことは日本人が漢字を利用ようになる以前から、共同体間あるいは共同体内部に「いらし」・「いらす」と発音される賃借関係が成長していたことを示唆している。

〔Ⅱ〕 律令体制の特徴 「古代」の物品賃借の特徴をつかむためには、あらかじめ律令体制の基本的特徴をふまえておく必要がある。

律令体制は、大和地方の大王が宗教的・文化的権威を背景に「全国」の最高権力者たる天皇として、唐から導入した律令を基本に人民支配を志向する中央集権的な国家体制であった。それは7世紀中葉ころから形成されはじめ、班田収受の実行や諸律令の完成をへて8世紀前半に確立し、9世紀後半ころからその欠陥をふかめ、変質しながら12世紀ころに崩壊する。

この国家の地方行政は天皇・中央政府が任命した国司や郡司にゆだねられていた。かれらは該当地域の有力豪族であり、実質的な支配者であったから、当時の体制は豪族による氏族的支配と天皇による律令的支配とが結合し重複していたとみられる。園地と宅地は私地とされていたが、既墾の全田地は「公田」・「口分田」として全人民・百姓へ班給されていた。国家財政は諸産物の徴収と用役労働でまかなわれ、軍事力は徴兵制によって保持された。

産業は農漁業がおもで、製塩・土木・鉱工業・輸送等がこれにつづく重要な産業であった。各地に存在した小規模な市場では、銭貨とともに稲・布・鉄等が貨幣機能をはたしていた。京では官人ら住民のために東西市が設けられ盛んに銭による売買がされていたけれども、全国的には現物経済が支配的であった⁶⁴⁾。

身分制度は良民と賤民の区分のもとで、良民は皇族・官人・公民・品部と雑戸、賤民は陵戸

63) 『日本書紀』大化2年3月19日、朱鳥元年7月19日詔（岩波書店『新日本古典文学大系』68下 p. 290 291, p. 479 480）、その他『日本霊異記』など。現代でも琉球の古方言に「賃す」=「イラスン」、与那国島に「賃して」=「イラミ」がある（半田一郎『琉球語辞典』、山中襄太『方言俗語源辞典』、藤原与一『日本語方言辞典』）。また甲斐・山梨・神奈川の方言にも「借りる」=「いろう」がある（山中襄太『方言俗語源辞典』）

64) 養老令「開市令」、栄原永遠男『奈良時代流通経済史の研究』（塙書房）、「都城の経済機構」（岸俊男編中央公論社『日本の古代』9）、中村修也『日本古代商業の研究』（思文閣出版）その他

・官戸・家人・奴隷（公奴婢・私奴婢）に分けられ、公奴婢と私奴婢は家財として売買や賃借の対象にされていた。支配階級は皇族と有位官人・その他の富豪層であった。全人口は推計で450万人から500万人、平城京は上限20万人弱から下限10万人弱まで。平城京の階層別人口については二つの推計値があるのでその平均を概算すると下記ようになる⁶⁵⁾。

5位以上1200人（1%）、6位以下6000人（4%）、下級官人30000人（19%）、庶民76899人（49%）、仕丁・衛士20000人（13%）、奴婢21829人（14%）、計155928人（100%）

一般民衆の住居には竪穴住居と平地式掘立柱住居があり、のちに後者が多くなるけれども、畿内とその周辺をのぞけば前者の方が多かったようである。同一敷地内には井戸や倉庫を共有する複数の住居があり、それらに住む大家族が経営の基礎単位をなしていたと推定される。低い生産性・過酷な徴税・労役・徴兵のために大半の民衆の生活はごく貧しく、諸国史には飢饉と救済の記事が枚挙にいとまないほどでている。天平2年（730）の『正倉院文書』によると、安房の一郡では調査総数415のうち等外戸（賑給対象の困窮戸）が約8割、越前では総数（1018人）の9割をしめ、宝龜4年（773）3月ころの太政官符は平城京内の賑給対象者が左京だけで9748人と記している⁶⁶⁾。

墾田永年私財法を契機に、8世紀後半から富者と貧者との差が拡大していく。逃亡者や浮浪者が激増し、大寺院や貴族らがかれらをうけ入れる一方、郡司等による土地の私有化や免税目的の土地の寄進が拡大するなかで、律令体制の衰退・崩壊がすすんでいった。

〔Ⅲ〕車の賃貸借 「古代」輸送のおもな特徴は、地方から中央への貢納物輸送が根幹をなし、国家がそれを支配・管理していたことである。

当時の車は貴族たちの乗物（二輪の牛車）と荷車（人力の二輪車）とに大別できるが、どちらにせよ橋のない場所や未整備の道路では利用できないから、当時は主として京やその近郊で利用されていたのであろう。

牛車は中央の官工房でつくられた。荷車の方は、豪族・寺院・有力百姓・「輪車戸頭」などが支配下の「輪車戸」の奴や「車匠」に命じて制作させ、所有していたと思われる⁶⁷⁾。越中の豪族・物部小嶋が東大寺へ車11両を献納した事例や、石山院が10両の運送車を購入した記録は、かれらがその所有者だったことをしめしている⁶⁸⁾。

65) 沢田吾一『奈良朝時代民政経済の数的研究』、岸俊男『飛鳥と宮都』、田中琢『平城京』、鬼頭清明『古代木簡と都城の研究』（塙書房）。数字は鬼頭氏による二推計（前掲書 p. 155）の平均値

66) 青木和夫『古代豪族』（講談社 p. 167 170）。柴原永遠男「平城京住民の生活誌」（前掲『日本の古代』 p. 261 262）

67) 森田悌『解体期律令政治社会史の研究』（株式会社国書刊行会 p. 226 236）。加藤友康「交通体系と律令国家」（日本評論社『日本技術の社会史』第八巻 p. 77 78）。森田氏は、天平宝字元年（757）4月4日勅（『続日本紀』）の「輪車戸頭」を車の制作者と解されている（前掲 p. 228, p. 232 233）。

68) 献納例は『東大寺要録』「縁起章第二」（国書刊行会・筒井英俊編纂校訂 p. 37 8）。石山院の購入例は「造金堂所解」（『大日本古文書』16 303）。前掲森田参照

表1 東大寺とその関係所による運搬車の賃借事例（『大日本古文書：編年文書 右欄の数字は巻とページ）

734年	石山寺造仏所作物帳・薪椽 自山口運車六十七兩 賃錢一貫四百七十四文 / 買檜.....	1 557
	自泉津運車六十四兩賃錢二貫四十八文 / (各種)板.....自泉津運車二十九兩賃錢九百七十八文 / 買燭松.....自泉津運車五兩賃錢百六十五文 / 岡田焼炭 自泉津運車五十四兩 賃錢一貫七百六十七文	1 558 1 559
739年	(東大寺) 寫經司解 (柱・板) 運車十七兩庸錢六百八十文 /	1月28日 2 155
758年	(同) 寫經所食口帳 / 六百八十五文雇車十兩賃 自泉薪.....并東西市生菜等	6月30日 13 352
760年	東塔所解申請雜用錢事 (楮・近江諸村) 一貫二百文車十五兩賃 / (楮・藁) 千六百文車廿兩賃 / (板) 一貫六十文車十四兩賃料 /	14 386 14 391
761年	奉寫一切經所解 / 申請用乘米事 / 合用米 / 雇車十五兩賃一斛二斗	5月2日 15 55
762年	造甲賀山所作所解 / (塩材木他) 一貫二百五十五文雇車十七兩功	5 96
762年	二部般若錢用帳 小杉本錢用帳 三百九十六文自東西市雜物買運雇車伍兩往還賃 / 四百十文自東西市件等雜物買運雇車八兩賃.....往還賃	5 319 5 324
762年	(石山寺) 造金堂所解申請用錢并雜物等事 / 三百九貫二百七十文運雜物車賃 (内訳) / 雜材.....自泉津運上雇車一千百四十六兩賃 / 自.....高倉山瓦薪運車四十一兩 / 自生馬輪東山運和炭.....雇車十八兩賃 / 自佐保山.....運白土車十兩賃 / 自東大寺借請・返上雜物.....車廿一兩賃 / 自河内知識寺運生銅車十二兩賃 / (他略)	16 284 16 285 16 286

[註] 表の諸事例は『大日本古文書』(編年文書)から選択し、その探索には東京大学史料編纂所「奈良時代古文書フルテキストデータベース」を利用した。記号は水谷による。/は改行改ページ記号。括弧内は運搬物資・運送始点・車賃料その他。運搬物の数量・一車ごとの賃料・署名は省略した。

官や民で賃貸借されたのは荷車である。とくに東大寺を筆頭とする諸寺院は表1のように、天平時代の新築・増改築にさいして多数の車を賃借している。

表をみると、石山寺をふくむ東大寺(造物所・写経所)による賃雇車は天平宝字4年から6年までに1300両余にのぼり、その運搬は東西市や泉津からの例が多い。雇車数が最多の例(762年1146輛)では、東西市～奈良間の雇車賃が1輛でほぼ50文から70文、泉津～奈良間は平均86文になっている。ほとんどの雇車記載が雇車賃だけになっているのは、寺院にそれだけ大勢の運夫がいたとは考えられないから、雇車賃に運夫賃をふくむチャーターだったからであろう。

ところで、雇車賃と運夫賃とを別々に記載した例にはつぎの史料があげられてきた(前掲、加藤・森田)。「菜引遣使解 / (2行略) 車三兩賃二百七十文 兩別九十文 雇人五人充力廿五文人別五文 / (5行略) 天平寶字四年十一月十四日丸部足人」(出所は表1と同じ、4 450)。

しかしつぎの史料(天平宝字6年12月)——「四百十文自東西市件雜物等買運雇車八兩賃七兩別五十文一兩六十文 往還賃 / 二百三文自同二市雜物買運担夫等間食物買給 / (1行略) 主典安都宿弥 案主上下道主」(5 324)——も改行以外は同じものといえないだろう。

それはともかく、以上のように寺院やほかの人々によって利用された雇車にはチャーター的なケースと車単独のケースがある。雇車の利用が多かった理由には、車の不足・高額・即時の入手困難・一時的な必要性・などが考えられる。

官寺は車や運夫をどうやって集めていたのだろうか。おそらく「輪車戸主」や運搬に慣れた

有力百姓らに委託して募集していたのであろう。運夫になったのは、もよりの津・市・村落に
いる「輪車戸」人・「車借」⁶⁹⁾・下級官人・その他の百姓・浮浪者たちで、多少とも自由な契約
で雇われていたようである⁷⁰⁾。

[Ⅳ] 船の賃貸借 水運のばあいも地方から中央への貢納物輸送がその根幹になっている。

官物輸送のさい私船の借入がふえて多額の費用がかかるという承知7年(840)9月23日の
太政官送、および「百姓商旅之徒」が豊前・豊後の諸津間で任意に官物運送をしているという
天平18年(746)7月21日の太政官符をみると⁷¹⁾、当時は船が不足していたため、国家が官物
輸送に寺院・豪族・漁民らの所有船(私船)をしばしば借用していたことがわかる。先学たち
の研究では、『延喜式』(主税)に「船賃」と挾抄・水手への「功賃」^{かんとり かこ}が別々に記されているこ
とから、こうした借船は船だけの賃借、船賃は賃借料と解されている⁷²⁾。

他方、民間では大型・中型船を船頭や水手をつけないまま賃貸借することはほとんどなかつ
たようである。それは商品輸送量がとばしいうえ、借船しても適切な船人がいなかったからで
あろう。民間で船の貸・借といわれているのは、河川・湖沼・近海でのいわゆる「渡し舟」の
ようなケースだったと推定できる⁷³⁾。ちなみに『日本霊異記』では公済禪師が難波津で船人
から船を雇ったことが「即借人船、将童子二人、共乗度海」と記述され⁷⁴⁾、『万葉集』
では「わが隠せる楫棹無くて渡守舟賃さめやもしまはあり待て」とうたわれている⁷⁵⁾。

[Ⅴ] 稲の出挙 「古代」には春に種稲を貸して秋に元本と利稲を返済させる賃借制度があ
り、国家体制と国民に大きな影響をあたえた。それは「古代」独特の「賃貸借」(広義)とい
ってよいだろう。この賃借には唐令の「出挙」の字があてられ、「いらし」と訓ぜられた。首
長が農民から余剰稲を集めて共同倉庫に貯蔵し、播種期に種稲として分与する農業共同体の慣
行が出挙制の源流だったと考えられる。

養老令「雑令」によると、出挙には公出挙と私出挙、稲粟出挙と財物出挙とがあり、いずれ
も当事者の自由契約で、稲粟公出挙の利息は年5割、弁済不能者には「役身折酬」が科せられ
た。その法制化は8世紀初期だが、7世紀後半には実施されていたとみられる。

69) 平城京左京・長屋王邸出土木簡「車借人六口米三升」(『奈良文化財研究所木簡データベース』)

70) 森田悌氏は、天平宝字6年「造石山院所消息」の「若請物不給、自常雇役人等、皆悉散往者」(『大
日本古文書』15巻 p.165 166)から「雇主と被用者の間に比較的自由な契約関係」をみとめられてい
る(前掲 p.241)

71) 天平18年7月21日太政官符(『類聚三代格』巻16)。承和7年9月23日太政官送(同巻16)

72) 住田正一(前掲『日本海法史』p.22 24)。杉山宏『古代海運史の研究』(法政大学出版局 p.163
164, 172 176)

73) 天平勝宝5年(753)6月15日「二貫一百四文、自難波米等買運川船一雙賃」(『大日本古文書』
16 381)。加藤友康氏によると、この記述は8世紀の河川輸送で「船賃支払いを示す唯一つの事例」
であり、民間の船賃が想定できる(前掲『交通体系と律令国家』p.93)

74) 『日本霊異記』上巻第7縁(岩波書店・『新日本古典文学大系』30・出雲路修校注訳 p.209)

75) 『万葉集』2088(岩波文庫上巻・佐佐木信綱訓編 p.425)(賃の原文は借)

公出挙は「賃貸」形式による税の一種であり、その取得分は国司や郡司らの維持費・農業の再生産（勸農）・被災者や貧窮民の救済等にあてられている。また諸国史には出挙の負債で破産し逃亡する記述がくりかえしみられるから、出挙は階級分化を促進させたことがわかる。10世紀以降になると、在地領主化しつつあった郡司や名主らが出挙によって勸農と救済をおこなうようになり、税の性格はうすれていく⁷⁶⁾。

民間の私出挙には稲と財物の出挙があり、稲出挙の利率は年10割、財物出挙の利率は60日ごとに7.5割で、弁済不能者には「役身折酬」が科せられた（前掲「雑令」）。私出挙の方が公出挙よりも「賃貸借」の性格が強かったと考えられる。

僧景戒の説話集『日本霊異記』（823-4年ころ完成）には私出挙の話がいくつもみられる⁷⁷⁾。

信濃国小県郡跡目里の人。財宝に富み錢と稲を出挙す。貸付時には軽斤を返済時には重斤をもちいた（下巻第22話）。讃岐国美貴郡の大領外従六位上小屋県主宮手の妻。財宝に富み、馬・牛・奴・稲・錢・田・畠を所有し、法外な息利の出挙で多くの人を破産させ逃亡させた（下巻第26話）。こうした話からもうかがえるように、貸手の豪族・貴族・中小級の官人・殷富百姓たちは、高利と強引な徴収で多数の農民を破産させ逃亡を余儀なくさせている。

私出挙は公出挙の不足を補充し、農業の維持・食料や生活品の一時的補給機能をはたした。それは富豪層による農地の開発を促進させ、生産力を増加させる一因にもなった。それはまた借手の土地の喪失・逃亡・浮浪化をもたらす一方、豪族・貴族・寺院によるかれらの吸収をうながし、農民層分解と律令体制の破綻を促進させた⁷⁸⁾。

[VI] 鉄製鋤の貸借 当時の農具のなかでは鋤（鋤）と鎌がおもな用具だが、木柄に鉄製のU字型の刃先をつけた鉄鋤（鋤）は木鋤よりもはるかに高能率で、鉄の供給不足を背景に重要かつ貴重な生産用具であった（以下でいう鋤はこれをさす）。

国家は鉄の主産地たる中国地方 とくに吉備地方 から鉄や鋤を貢納させ、必要に応じて各部署や人々へ配分していた⁷⁹⁾。他の部分はこれら地方の首長・豪族が獲得し流通させた（雑令「凡そ国内に銅鉄出す処有らむ、官採らずは、百姓私に採ること聴せ」）。

鉄鋤のおもな所有者は貴族・国司・郡司・豪族・寺社であった。豪族による鋤の大量所有をしめす有名な例に、天平神護2年（766）9月13日に伊予国の大直足山（おおのあたいたりやま 大国造）が鋤2440

76) 平川南『古代地方木簡の研究』（吉川弘文館）、水野柳太郎『日本古代の食封と出挙』（吉川弘文館）、小田雄三「古代・中世の出挙」（岩波書店『日本の社会史』第4巻所収）、三上喜孝「出挙・農業経営と地域社会」（『歴史学研究』No. 781）、早川莊八「出挙」（国史大事典）その他

77) 『日本霊異記』（岩波書店・『新日本古典文学大系』30・出雲路修校注）。この説話集の社会状況に関するいくつかの記述は近年その信憑性が実証されている（吉田一彦『民衆の古代史』2006年・風媒社）

78) 吉田 昌「八・九世紀における私出挙について」（『律令国家の基礎構造』吉川弘文館）、青木和夫『律令財政』（岩波講座『日本歴史』3）その他

79) 『延喜式』と国史の該当記述参照。平城宮からは吉備の各郡から貢進された鋤への付札が出土している（『奈良国立文化財研究所年報』1958-1959年）。岸俊男『日本古代文物の研究』（塙書房）

口を国分寺に献上した記録がある（『続日本紀』巻27）。官の有位者は位祿の鋤を一位の140口から少初位の5口まで年2回支給され、功労者には恩賞の鋤がたびたびあたえられている。大寺院も多数の鋤を施入や購入や自家製造によって所有していた⁸⁰⁾。

10世紀以前に一般農民がどの程度に鉄鋤を所有していたかはわからない。集落遺跡数や住居数に対する出土鋤数の比率からそれを推測する試みがいくつかあるけれども、全国平均をみるには例が少なすぎる。ちなみに、千葉県の遺跡調査（おそらく最多の鋤出土例）の集計表（2002年）にもとづいて概算してみると、古代後半（9-11c）における出土鋤数と集落遺跡数との比率（25/123）は約20%、対住居数比率（25/147）は17%になる⁸¹⁾。遺跡調査や諸研究、各「研究所」への問い合わせ等から総合的に判断するならば、古代末期に全戸または全住居に1つずつ鉄鋤があったとはいえず、前半期の所有はごくわずかだったと考えて大過あるまい。

鋤の使用者が一般農民であり、大半の貧しい農民はそれを所有できなかったとすれば、その供給と使用は主として賃借によらざるをえない。その賃借にはつぎのケースがありうる。

- 1) 国が墾田を拡大するさいに「傭う」農民に貸与する、または乗田（班給で残った公地）の賃租経営で耕作農民に貸与する。養老6年（722）4月25日の太政官奏（『続日本紀』巻9）には、良田100万町歩を開墾するために人夫を10日限度で徴発し、官物（おもに鋤や鎌）を貸して収穫後にそれを造り備えさせる、とある。
- 2) 豪族・官人らが自分の土地を隷属農民に耕作させたり、寺院が所有田を農民に耕作させたりするさいに貸与するケース⁸²⁾。なお、農民1戸ごとに鋤1口を給し業を失わさせぬようにせよという詔もあるが（養老7年2月14日）、これまでの考察からして実施されたとはいえない。
- 3) 豪族と富裕農民とのあいだ、または富裕農民と下層農民とのあいだで賃借がおこなわれるケース。和泉市万町北遺跡出土（1984年）の木簡には、「謹啓志紀殿欲請稲具」「大同五年七月十六日光五」の記述がある⁸³⁾。この記述が少豪族と他者間での稲具の調達を意味するものとするれば、調達には賃借の可能性もふくまれる。またその他の一般農民

80) 支給量の規定は『令義解』禄令第十五（岩波書店・日本思想大系3）。持統6年（692）4月21日、「有位の親王以下、進広肆に至るまで、難波の大蔵の鋤賜ふ」（『日本書紀』巻第30）。寺院による購入と製造は『大日本古文書』編年文書4巻56、4113、15346、16231、16304

81) 千葉県文化財センター『研究紀要』23（2002年）・「資料・データ集」「鉄製農具出土一覧」。概算では3-4期数の半分を算入した。同『紀要』加藤正信「鉄製農具の変遷と農工技術の内容・3 耕起具（鋤鋤先）」参照

82) 直木孝次郎氏は『日本書紀』安閑元年の鑿丁くはよほろに関する記述等から、6世紀前半の難波屯倉の経営に動員された役夫が当地の豪族から鉄鋤（鑿）を一時的に貸与されていたと推測されている（『難波の屯倉』大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』p.210）

83) 木簡学会『木簡研究』第6号p.40-41（紹介森茂氏）。栄原永遠男氏は、「『志紀殿』とは……和泉国にいた志紀県主という在地豪族のひとりもしくはその関連施設」と指摘されている（平成16年11月1日和泉市役所発行『広報いずみ』551号p.32）

間でも助け合いを兼ねた農具の貸借があったにちがいない。

上記2) 3) の貸借は強制だけによるものではなく、ある程度は「契約」によるものであり、何らかの代償(労働など)をともなっていたはずである。そうした貸借は多少とも貸借の性質をおびると考えてよい。

鉄製鍬の貸借は農民にそれを利用させる主要な形態であり、その使用を拡大させて農業生産を増加させる機能をはたした。その貸借は貸手にとっては借手から代償をえたり借手を従属させる手段になったが、借手にとっては鍬を私有化する契機にもなった。なぜなら、借手が固定化し占有化がつけば、鍬は事実上で私有具になっていき、安い払い下げなどの可能性が大きくなるからである⁸⁴⁾。

「賃貸借」または貸借されたと思われる物品は、以上のほかにも牛馬・漁具・機具・臼・鍋・釜・武器・馬具・甌・敷皮・鐵鑪等、動産の大半にのぼるであろう⁸⁵⁾。なお奴婢は財物として売買の対象になっていて(「関市令」、かれらの「賃貸」(「派遣」)は十分にありえたと思われる⁸⁶⁾。しかしこの問題を解明するゆとりも準備もないので、いずれ機会があればおこないたい。

むすび

15年ほどまえに物品賃貸業の理論的考察をしたのが当業の歴史を調べるきっかけになった。同じ物品賃貸業といっても、リース業はレンタル業よりもはるかに新しく金融業にちかいこと、レンタル業は「貸物屋」・「損料屋」として江戸時代から営業していたことを知った。そこでその歴史を調べたのだが、物品の賃貸借には証文が不要なこともあって史料がほとんどなく、先行研究もないので長い期間をついやしてしまった。それにもかかわらず多くを推定にたより、創業時期もやや長い期間でしか明らかにできなかった。近代までの物品賃貸と賃物業の流れを簡単にまとめてむすびとしたい。

84) たとえば前記養老6年の太政官奏。「望請、勸_レ農積_レ穀、以備_二水旱_一、仍委_二所司_一、差_二発人夫_一、開_二墾膏腴之地良田一百万町_一、其限_レ役十日、便給_二糧食_一、所_レ須調度、官物借_レ之、秋收而後、即令_二造備_一」(前掲『続日本紀』p. 116)。人夫に貸与した官物(鍬)を収穫後に造り備えさせよ「即令造備」の註は「造りなおさせる」だが、農民が鉄鍬を修繕するのは困難であろう。「造」の原義には始めたものごとを奥までいたらせる意があるから(白川静『字訓』)、「造備」はそのまま備え(占有)させておくとして解釈できないだろうか。できるならば事実上での私有化になるであろう。

85) 甌・敷皮・鐵鑪については、大化2年3月22日「百姓有り、他に就きて甌を借りて炊き飯む」(前掲『日本書紀』下 p. 296)、天平宝字6年「造金堂所解申請用錢并雜物等事」・「鐵鑪借」(『大日本古文書・編年文書』16 286)、斉明5年11月1日「高麗畫師子麻呂、同姓竇を私の家に設する日に、官の籠_二皮七十枚_一を借りて、竇の席にす」(前掲『日本書紀』下 p. 341)

86) 神野清一氏は8世紀段階での民間における奴婢の移籍を「駆使権の貸与」・「労働力の貸与」とらえられている(『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会 p. 259 271)

「古代」にはさまざまな物品の賃借がおこなわれている。けれども共同体的な規制が強く一般民衆の自立性がごく弱かったし、商業や貨幣流通も未発達だったために、物品賃貸は輸送手段にみられるものの、その他ではわずかしがみられない。稲や酒などの「賃貸借」（有償の消費賃借）は、支配・隷属関係と結合し多少とも強制をとめないながら広くおこなわれている。全体としてみると、当時は官（官寺もふくむ）や富裕層と民との「賃貸借」が中心になっていたといつてよい。古代的な「賃貸」は、不可欠な原料や用具を利用する主要な形態として生産を進展させる一方、借手を従属させたり、階級分化をうながしたりした。

中世になると、家や個人による私有および商業や市場の発達、自治都市の形成に応じて物品賃貸はかなり拡大する。皇族・寺社・有力武士に属する供御人・神人・寄人たちが身分的奉仕をしながら商業活動をいとなみ、なかには船や車を賃貸する者がいた。瀬戸内海沿岸を中心に廻船業が活発になり、中世後期の海商法には船の賃貸借が定められるようになるし、他の諸分野でも賃貸に準じた賃借がおこなわれている。とはいえ専門の賃貸業はまだ成立していない。

物品賃貸業は近世になってあらわれる。商工業や都市の発展にもとづいて、賃貸業に適した多数の商品の供給、業者の再生産を可能にする需要者の定住等、「発生」の条件が準備されてきたからである。史料にみられる最初の貨物業は、17世紀前半に京都にあらわれた貸能装束屋・貸編笠茶屋・貸本屋・車借問屋等であった。17世紀後半から江戸や大坂また大きな湊町で種々の業者があらわれてくる。初期のおもな借手は多少ともゆとりのある町人であったが、のちにその日暮らしの貧民も利用するようになっていった。

船・車・仮設建材・芝居衣裳・大工道具などの業者用の賃貸もあったが、生活用品の賃貸需要が多数をしめていた。全産業でしめる地位は比較的マイナーであるけれども、その最盛期には推計四千数百店（人）が営業しており、業者や生活住民にとっては便利で不可欠な役割をはたしていた。18世紀後半から19世紀初頭にかけての物品賃貸業は、世界の賃貸業のなかでも屈指の位置をしめていたといつてよい。

なお、幕府が商業の自由化と保護政策によって当業の発展をうながす一方で、各種の規制——贅沢品・好色本や外国本の禁止を始めとする諸規制——によって当業の発展を阻止したことをつけ加えておこう。

[補註] 19世紀前後における貸本屋以外の物品賃貸業者数（人・店）の推計と、参考にしたおもな史料と数字をあげておく。ただしごく大まかな推計であり、目安程度の意味しかもたない。

[江戸] 約1100 1200 安永7年芝地域の貨物屋数64（芝「質屋仲間・覚」前掲拙論）。15区域に各々60だとして約900。車借問屋300（車8000両、本拙論第4節）・貸駕籠問屋270（同第4節）。この合計値と明治9年東京府貨物屋825（郵便報知新聞）の平均は約1150。[大阪] 約1000 明和元年綿屋茂兵衛貨物屋株出願1000株（『大阪市史』）。安永・天明期の貸車屋貸駕籠屋200 300（本拙論 p.249）。1770年前後の攝津・河内をふくむ古金古道具屋仲間4800、古手屋仲間5000（貸古手屋の属する上町組1300）。嘉永6年の古金古道具屋4640、古手屋3425（前掲『大阪市史』1 p.1132）。全古道具・古手屋の5%が賃貸屋ならば500、車その他の各種貨物屋500。[京都・伏見] 約500 600 明治44年物品賃貸業有業者数368（京都府臨時人口調査）。天明期の車借問屋仲間400、伏見組117。伏見貨物屋仲間38（『伏見諸集記』『京都府伏見町誌』）

p. 431, 拙論 p. 248)。[その他の都市] 約100 (2万人以上の城下町数を12として50, 5000人以上の城下町数を12として15, その他湊町で30-40)。以上合計2700-2900。これに貸本屋数2000 (第1章第3節) をたすと4700-4900になる。(明治15年全国の物品賃貸業有業者数3766人・『帝国統計年鑑』)。